問 I - 1 - ⑨ (有限責任中間法人)

有限責任中間法人は一般社団法人になると聞いていますが、20年12月以降法人は何らの手続きをしなくてよいのでしょうか。

答

1 一般社団法人制度への移行

既存の有限責任中間法人については、一般社団・財団法人法の施行日(平成 20 年 12 月 1 日)に、何らの手続を要せず、当然に、一般社団法人となり、原則として、一般社団・財団法人法の適用を受けることとなります(整備法第 2 条第 1 項)。

また、既存の有限責任中間法人の定款、社員、理事及び監事は、施行日に 一般社団法人の定款、社員、理事及び監事となり、改めて定款を作り直したり、 理事及び監事を選任し直したりする必要はありません。

2 名称の変更

前記1により一般社団法人となった有限責任中間法人は、施行日の属する事業年度が終了した後、最初に招集される定時社員総会の終結の時までに、その名称に「一般社団法人」という文字を使用する旨の定款の変更を行う必要があるので、その旨の社員総会の決議を得る必要があります。例えば、4月1日から3月末までを事業年度(会計年度)としている有限責任中間法人であれば、平成21年春に行う定時社員総会が終わるまでに、定款を変更して、法人の名称を「一般社団法人」に変更することになります(整備法第3条第1項)。

3 登記

既存の有限責任中間法人の登記は、特段の登記申請を要せず、当然に、一般社団としての登記になります。

ただし、前記2の名称の変更を行った場合には、その旨の登記申請をする 必要があります。

(注)

無限責任中間法人を含む中間法人の詳細は、法務省ホームページ(http:/www.moj.go.jp/Minji/minji124.html)の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行に伴う中間法人法の廃止について」等を参照願います。

(参照条文)

整備法第2条 前条の規定による廃止前の中間法人法(以下「旧中間法人法」という。)の規定による有限責任中間法人であってこの法律の施行の際現に存するもの(以下「旧有限責任中間法人という。」)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後は、この款の定めるところにより、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法

律第 48 号。以下「一般社団・財団法人法」という。) の規定による一般社団法人として存続するものとする。

- 2 前項の場合においては、旧有限責任中間法人の定款を同項の規定により存続する一般 社団法人の定款とみなす。
- 整備法第3条 前条第1項の規定により存続する一般社団法人については、一般社団・財団法人法第5条第1項の規定は、施行日の属する事業年度の終了後最初に招集される定時社員総会の終結の時までは、適用しない。ただし、施行日以後に名称の変更をする定款の変更をした場合は、この限りでない。
- 2 前条第1項の規定により存続する一般社団法人が一般社団・財団法人法第5条第1項 の規定に違反したときは、20万円以下の過料に処する。